

幕張海浜保育園  
園則（兼運営規程）

社会福祉法人愛の園福祉会

（2015年5月23日）

## 幕張海浜保育園園則（兼運営規程）

（事業所の名称等）

第 1 条 社会福祉法人愛の園福祉会が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 幕張海浜保育園

（2）所在地 千葉県千葉市美浜区幕張西 2 丁目 7 - 2

（施設の目的及び運営方針）

第 2 条 幕張海浜保育園（以下「当園」という。）は、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚して、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- 2 本園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場を提供するよう務めるものとする。
- 3 本園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 本園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 本園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 本園は、教育基本法(平成 1 8 年法律第 1 2 0 号)、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下、「認定こども園法」という。）および子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)、千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 4 6 号。以下、「認可基準」という。)及び千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例 4 8 号。以下、「運営基準」という。）その他関係法令を遵守して運営するものとする。

（学級の編制）

第 3 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制す

るものとする。

- 2 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(認可定員)

第4条 本園の認可定員は143名とし、区分ごとの定員は下記のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下「1号認定子ども」という。） 3名
- (2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。）および子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 140名

(利用定員)

第5条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 1号認定に該当する子ども 3名
- (2) 2号認定に該当する子ども 83名
- (3) 3号認定に該当する子どものうち、満1歳以上の子ども 42名
- (4) 3号認定に該当する子どものうち、満1歳未満の子ども 15名

(提供する教育・保育等の内容)

第6条 本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育
- (2) 食事の提供
- (3) 送迎
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容に関する事項)

第7条 前条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。

（延長保育）

第8条 本園は、2号認定子どもおよび3号認定子どもについて、本園の定める時間帯を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。また、土曜日は保育短時間の延長保育（7時～9時、17時～18時）を行う。

（一時預かり事業）

第9条 本園は、一時預り事業として不定期および定期利用を以下のとおり実施する。

- （1） 不定期利用は、8時から17時まで（土曜日は8時から12時30分まで）、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。
- （2） 定期利用は、8時から17時まで（土曜日も含む）パート就労などで、家庭での育児が年間を通して断続的（週2または3日）に困難となる場合に保育を実施する。  
2 受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

（預かり保育事業）

第10条 本園は、1号認定子どもが教育標準時間を超えて保育を希望する場合には、13時から17時までの間で保育を実施する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第11条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- （1） 園長 1名（常勤専従）  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。
- （2） 主幹保育教諭 1名（常勤専従）  
主幹保育教諭は、利用乳幼児を全体的に把握し、園長を補佐する。また、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。
- （3） 保育教諭  
保育教諭は認可基準第5条第3項の規程（以下、配置基準という。）に応じた数以上の数を配置する。（常勤専従）
- （4） 講師は配置基準を踏まえて必要数以上の数を配置する。
- （5） 栄養教諭 2名  
栄養教諭は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食およ

び3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。

- (6) 給食調理員 1名  
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
  - (7) 事務員 1名または2名  
事務員は施設会計における帳簿作成および管理の他、事務全般に関わる業務を行う。
  - (8) 学校医 1名（嘱託）  
学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている職務を行う。
  - (9) 学校歯科医 1名（嘱託）  
学校歯科医は学校保健安全法施行規則第23条に規定されている職務を行う。
  - (10) 学校薬剤師 1名（嘱託）  
学校薬剤師は学校保健安全法施行規則第24条に規定されている職務を行う。
- 2 職員の職務は、1項の定める職務の他、認定こども園法及びその他関係法令の定めるところによる。

（学期）

第12条 本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。また、1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

（教育・保育の提供する時間）

第13条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育時間  
9時から13時を標準とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、13時から17時までの範囲内で、一時預り保育を提供する。
- (2) 保育標準時間認定に係る保育時間  
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から20時までの範囲内で、延長保育を提供する。
- (3) 保育短時間認定に係る保育時間  
9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで及び17時から20時までの範囲内で、延長保育を提供する。

（教育・保育の提供を行う日）

第14条 教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

3 本園が定める長期休業の期間においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。なお、長期休業期間の種類は下記のとおりとする。

- (1) 学年始め休業日（春休み）
- (2) 夏季休業日（夏休み）
- (3) 秋季休業日（秋休み）
- (4) 冬季休業日（冬休み）
- (5) 学年末休業日（春休み）

4 教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことがある。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

（入園に関する選考基準）

第15条 本園の入園に関する選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 利用の申し込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、運営基準第6条第2項により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- (2) 前号の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。
- (3) 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、運営基準第7条の規定により、できる限り協力する。

（休園、退園、転園に関する事項）

第16条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

（利用の終了に関する事項）

第17条 当園は、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
  - (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
  - (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 本園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(保護者から受領する利用者負担額その他費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第18条 本園は、運営基準第13条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

- 2 本園は、運営基準第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを受ける。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期	対象
学校安全会費	131円/年	園内事故発生時の補償のため	5月	全園児
布団乾燥費	380円/月	寝具衛生保持のため	毎月	全園児
教育・保育教材費	購入品目による	教育・保育活動使用のため	年1回	1・2号
主食費	1,500円/月	給食における主食提供のため	毎月	1・2号
給食費	250円/日	給食およびおやつ提供のため	毎月	1号
制服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園時	1・2号
体操服類	購入品目による	生活習慣習得の一環として	入園時	全園児

※2015年4月現在

- 3 延長保育の1時間あたりの料金は、下記のとおりとする。

2号認定こども	3号認定こども
1,900円	3,000円

- 4 一時預かり保育および特定保育の料金は下記のとおりとする。

不定期利用 (日額)

	半日	1日
3歳未満児	1,100円	2,200円
3歳以上児	600円	1,200円

定期利用 (月額)

	週2日利用	週3日利用	時間外
3歳未満児	18,300円	26,100円	3,000円
3歳以上児	9,400円	13,500円	1,900円

- 5 1号認定子どもにおける預かり保育の1時間あたりの料金は、下記のとおりとする。

- 6 その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの。

(緊急時における対応方法)

- 第19条 本園は、園児の安全の確保を図るため、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により、危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。
- 2 本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに学校医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
  - 3 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、千葉市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 4 本園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
  - 5 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第20条 本園は、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び運営基準第32条の規定により、市町村、保護者等への連絡、警察署その他関係機関との連携を図る。
- 2 本園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成することとする。
  - 3 本園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
  - 4 本園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
  - 5 本園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

- 第21条 本園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。



(記録の整備)

第22条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 運営基準に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応について)

第23条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることが出来る。その場合本園は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。なお、苦情申出窓口は、別途苦情対応規程に記載されたとおりとする。

(第三者評価について)

第24条 本園は第三者評価事業を5年を目安に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

(秘密の保持について)

第25条 本園は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中および利用終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するものとする。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

附 則

この園則は2015年4月1日から実施する。

この園則は2015年5月23日から一部改定実施する。(第4条2項、第18条2項、5項)